

令和8年度 高齢者帯状疱疹定期予防接種実施要領

1 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）、同法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）等の規定に基づき、帯状疱疹予防接種を実施する。

2 実施者

三豊市

3 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 実施方法

指定の医療機関にて個別接種を実施

5 対象者

接種日において、三豊市に住民票のある者で下記のいずれかに該当する者

ただし、過去に帯状疱疹予防接種を接種済の者は、医師が必要と認めた場合に限り、接種対象とする。

(1) 令和 8 年度に 65 歳・70 歳 75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる者

(2) 令和 8 年度に 60 歳以上 65 歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（身体障害者手帳 1 級を有する者）

<通知発送予定>

令和 8 年 3 月中旬に発送予定

6 使用するワクチン

被接種者の希望により、以下のいずれかのワクチンを使用する。

(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」（以下、「生ワクチン」という。）

(2) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」（以下、「不活化ワクチン」という。）

7 接種方法・回数・量・間隔

ワクチンの種類	接種方法	接種回数	接種量	接種間隔
生ワクチン	皮下接種	1回	0.5ml/回	
不活化ワクチン	筋肉内接種	2回	0.5ml/回	<ul style="list-style-type: none"> ・標準として、1回目の接種から2か月の間隔をおいて2回目の接種を行うこと。 ・1回目の接種から2か月を超えた場合であっても、6か月後までに2回目の接種を行うこと。

8 自己負担金

1回の接種につき、下記の自己負担金を医療機関の窓口で徴収する。

ただし、自己負担金が免除となる証明書類を持参した者は、一部または全額免除。

ワクチンの種類	自己負担金徴収者	自己負担金免除者	
		非課税世帯	生活保護世帯
生ワクチン	2,700円	0円	0円
不活化ワクチン	6,700円	4,000円	0円

9 委託料の請求

(1)1件当たりの接種料（ワクチン単価含む）は、生ワクチン8,300円、不活化ワクチン22,200円とし、請求額は次のとおりとする。

ア 自己負担金徴収者1件当たりの請求額

ワクチンの種類	請求額	備考
生ワクチン	5,600円	8,300円 - 2,700円（自己負担額）
不活化ワクチン	15,500円	22,200円 - 6,700円（自己負担額）

イ 市民税非課税世帯証明書類持参者1件当たりの請求額

ワクチンの種類	請求額	備考
生ワクチン	8,300円	8,300円 - 0円（自己負担額）
不活化ワクチン	18,200円	22,200円 - 4,000円（自己負担額）

ウ 生活保護世帯証明書類持参者1件当たりの請求額

ワクチンの種類	請求額	備考
生ワクチン	8,300円	8,300円 - 0円（自己負担額）
不活化ワクチン	22,200円	22,200円 - 0円（自己負担額）

エ 接種不可委託料

2,910円

接種不可については、医師が診察の結果、接種を見合わせた場合を接種不可とし、接種不可委託料を請求するものとする。予診票、検温等により接種を見合わせた場合は接種不可には該当しない。また、投薬、検査など保険医療を行った場合には、接種不可委託料は請求できないものとする。

オ 医療機関の責に基づかない理由によりやむを得ずワクチンを廃棄するに至った場合については、双方誠意をもって協議するものとする。

(2) 委託料の請求期日は、接種の翌月の10日までとする。

なお、令和9年3月分の請求書については次のとおりとする。

- ・ 請求期日は令和9年4月10日まで
- ・ 請求日は「令和9年3月31日」と記入すること

(3) 提出書類は、以下のとおり

- ア 成人・高齢者予防接種委託料請求書
- イ 予診票
- ウ 自己負担金免除の場合は、その証明書類

10 疾病の概要 「予防接種ガイドライン」を参照

11 ワクチンの概要 「予防接種ガイドライン」を参照

12 予防接種との副反応 「予防接種ガイドライン」を参照

13 被接種者等の責務

B類疾病の予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであることから、B類疾病の予防接種の対象者は、予防接種を受けるように努める必要はなく、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行うこととなる。

予防接種の対象者の意思確認が困難な場合は、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められるが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種を行うことができる。対象者の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた接種を行うことはできない。

14 対象者の確認 「予防接種ガイドライン」を参照

15 予診 「予防接種ガイドライン」を参照

16 予防接種不適合者及び予防接種要注意者 「予防接種ガイドライン」を参照

17 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 「予防接種ガイドライン」を参照

18 予防接種健康被害救済制度 「予防接種ガイドライン」を参照

19 副反応疑い報告 「予防接種ガイドライン」を参照

20 予防接種済証の交付

実施医療機関は、予防接種を行ったときには、予防接種を受けた実施年月日、実施医療機関名の記載およびメーカー/ロットにワクチンロットナンバーのシールを貼って被接種者に渡すこと。

21 長期療養者の特例

対象者であった間に、別表に掲げる疾患等の特別な事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、事情がなくなった日から1年間を経過するまでの間は定期接種対象者とする。

22 関係書類の保管

被接種者の予診票は、担当課で5年間保管すること。






附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

【接種後の予診票・接種済証の取扱い】

接種するワクチンによって使用する予診票の枚数が異なるため、接種後は医療機関窓口において以下のとおり予診票および接種済証を取り扱う。

ワクチン種類 ・回数	接種後の取扱い	
	予診票	接種済証
生ワクチン 1回	<p>①接種後、医療機関は予診票を切り離さずにすべて回収する。 ※被接種者が接種前に誤って切り離していた場合も、1回目と2回目の両方の予診票を回収してください。</p> <p style="text-align: center;">切り離さずに全て回収</p>  <p style="text-align: center;">点線で切り離さない</p>	<p>生ワクチンの欄に接種記録を記載する。</p> 
不活化ワクチン 1回目	<p>①不活化ワクチン1回目の接種後、医療機関は予診票を切り離し、1回目の予診票のみ回収する。 ②医療機関は、2回目の予診票を被接種者に返却する。</p> <p style="text-align: center;">1回目予診票のみ回収 2回目予診票は被接種者へ返却</p>  <p style="text-align: center;">点線で切り離す</p>	<p>不活化ワクチン1回目接種の欄に接種記録を記載する。</p> 
不活化ワクチン 2回目	<p>①不活化ワクチン2回目の接種後、医療機関は2回目の予診票を回収する。</p> <p style="text-align: center;">2回目予診票を回収</p> 	<p>不活化ワクチン2回目接種の欄に接種記録を記載する。</p> 